

65歳以上の方の 介護保険料が変わりました

介護保険では、介護をみんなで支えるため、高齢者の方を含め40歳以上の方のすべての方に、保険料を納めていただくことになっていきます。先月号でもお知らせしたとおり、平成18年度からの介護保険料が変わります。今月号では、その内容についてお知らせいたします。

介護保険料の決め方

介護保険では、65歳以上の高齢者の方の保険料は、3年に1度見直されることになっており、平成18年度がその見直しの年にあたります。

町の65歳以上（第一号被保険者）の方の保険料については、本年度から平成20年度まで3年間に提供される介護サービス（介護給付費）の見込みに基づき、保険給付に要する費用の約19%を、町に住んでいる65歳以上の方の人数で割った額を基準額として算出します。

介護保険制度はみなさんの保険料で運営されています

この基準額もとに所得段階別

保険料の納め方

特別徴収（年金天引き）の方で、2月に年金から介護保険料が差し引かれている方は、4・6・8月の年金月に2月に差し引かせていただいた金額と同額を仮徴収として差し引かせていただきます。

6月に世帯の課税状況が確定いたしますので、特別徴収・普通徴収ともに年間の保険料が決まります。（特別徴収の方は、10月から徴収額の調整を行いますので、町健康福祉課からの通知をご確認ください。）

○問い合わせ先 町健康福祉課
☎62-2115

町勤労青少年ホームに開設 鏡石町地域包括支援センター



窓口相談時間

月～金曜日 午前8時30分～午後5時
(土・日・祝祭日、年末年始はお休み)

高齢者の生活を総合的に支えていく拠点として、今年4月に、新しく鏡石町地域包括支援センターが設置されました。ここでは、保健師や主任ケアマネジャーが中心となって、介護予防に関する相談などを行います。相談は無料で、プライバシーは守られます。

来所による相談はもちろん、電話や訪問による総合的な相談に対応していますので気軽にご連絡ください。なお、担当職員は次の方です。

○問い合わせ先

町地域包括支援センター

☎92-3212

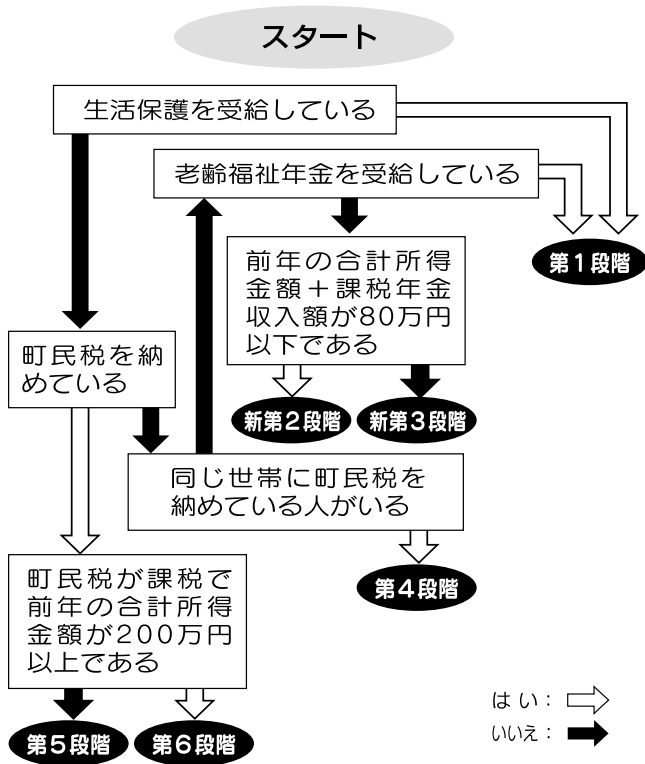
担当職員紹介



主任ケアマネジャー
中澤尚子 さん



看護師
面川由佳 さん



所得段階	対象者	保険料
第1段階	生活保護を受給している人及び世帯全員が町民税非課税で老齢福祉年金を受けている人	22,500円 基準額×0.5
☆新☆ 第2段階	世帯全員が町民税非課税で前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人	22,500円 基準額×0.5
☆新☆ 第3段階	世帯全員が町民税非課税であって利用者負担第2段階以外の人	33,800円 基準額×0.75
第4段階	世帯の誰かに町民税が課税されているが、本人は町民税非課税の人	45,000円 基準額(月額3,750円)
第5段階	本人が町民税課税で前年の合計所得金額が200万円未満の人	56,300円 基準額×1.25
第6段階	本人が町民税課税で前年の合計所得金額が200万円以上の人	67,500円 基準額×1.5

※6月中旬に年額保険料が確定しますが、第4、5段階となる方で保険料の激変緩和措置により年額が低くなる方がいます。

「すこやかリハビリ教室」参加者募集

こころの病気や身体の障害があり、閉じこもりがちで、介護保険による通所サービスを利用されていない方を対象に、生活リハビリ学習や参加者交流をおこないます。

- 回数 6月～11月(10回)
- 場所 町勤労青少年ホームほか
- ※希望者は町健康福祉課・保健師までお問い合わせください。
- 問い合わせ先 ☎62-2115

5月28日(日)は

鏡石町長選挙の投票日です

任期満了に伴う鏡石町長選挙は、5月28日(日)に実施されます。この選挙は、町政を担う人を選ぶ大切な選挙です。棄権しないで投票しましょう。

〈投票できる方〉

昭和61年5月29日までに生まれた方で、平成18年2月22日ま

でに転入届をし、引き続き住所を有している方。

〈投票できない方〉

- ・投票日まで転出された方
- ・失格者(公民権停止者)

〈期日前投票は〉

次のような方は期日前投票ができます。

- ・自営業の方や冠婚葬祭などの予定のある方。
- ・レジャーや買い物などの私生活で、投票日に投票区内にいない方。
- ・病気やケガ、出産などの理由で歩けない方。また、入院している場合は、病院で投票ができますので、病院におたずねください。

〈期日前投票日程〉

○日 時 5月24日(水) 5月27日(土) 午前8時30分～午後8時(土曜日でもできます。)

○場所 町役場一階第二会議室

〈郵便による不在者投票〉

障害者や戦傷病者で身体に重度の障害がある方は、郵便による投票ができます。その場合は、あらかじめ郵便投票証明書が発行されますので、前もって申請手続きを行ってください。

○問い合わせ先 町選挙管理委員会(町役場総務課内)

☎62-2111



忘れずに投票を